

(参考資料) 神奈川県漁業調整規則(案) 条項別概要

注：本規則案に対する意見募集は終了しました。

第1章 総則		
見出し	条項	概要
目的	第1条	この規則の目的は、漁業法及び水産資源保護法に基づき本県における水産資源の保護培養とその他の漁業調整を図り、漁業生産力を発展させることとする。
定義	第2条	<ul style="list-style-type: none"> ・小型機船底びき網漁業のうち手繰漁業の定義を定めます。 ・東京内湾の範囲を定めます。
県内に住所を有しない者の申請	第3条	県内に住所を有しない者が、知事許可漁業又は内水面の水産動植物の採捕の許可の申請をする場合の手続を定めます。
代表者の届出	第4条	漁業法又はこの規則に基づく申請を共同で行う場合の代表者の届出に係る手続を定めます。
第2章 漁業の許可		
見出し	条項	概要
知事による漁業の許可	第5条	漁業法に基づき農林水産省令で定めた知事許可漁業以外に、知事の許可を必要とする漁業の種類を定めます。
許可を受けた者の責務	第6条	知事許可漁業を受けた者の資源管理や漁業の生産性向上に関する責務を定めます。
起業の認可	第7条～第8条	知事許可漁業の許可を受けようとする者のうち、現に船舶等を使用する権利を持たない場合の起業の認可の手続等について定めます。
許可又は起業の認可の申請	第9条	知事許可漁業の許可又は起業の認可の申請手続について定めます。
許可又は起業の認可をしない場合	第10条	知事が知事許可漁業の許可又は起業の認可をしてはいけない場合と不許可・不認可とするときの手続を定めます。
許可又は起業の認可の適格性	第11条	暴力団員でないことなど、知事許可漁業の許可又は起業の認可を受ける適格性について定めます。
新規の許可又は起業の認可	第12条	知事許可漁業の許可又は起業の認可にあたって、あらかじめ知事が定めなければならない制限措置(許可内容)及び許可等を申請できる期間に関する事項並びに許可等を行うにあたっての手続について定めます。
公示における留意事項	第13条	漁業法に基づき定められた特定水産資源について、漁獲量の個別割当がなされた場合の制限措置の取扱いについて定めます。

許可等の条件	第 14 条	知事が公益上の必要のある場合に知事許可漁業の許可又は起業の認可に条件を付ける場合の手續等について定めます。
継続の許可又は起業の認可等	第 15 条	現に知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けている者に知事が引き続き許可等を行う場合及び引き続き許可等を受けたい場合の申請手續について定めます。
許可の有効期間	第 16 条	知事許可漁業の許可の有効期間及びその特例について定めます。
変更の許可	第 17 条	第 12 条の規定により定めた制限事項と異なる内容で知事許可漁業を営もうとする場合の手續について定めます。
相続又は法人の合併若しくは分割	第 18 条	知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡した場合等の許可等の相続の手續について定めます。
許可等の失効	第 19 条	知事許可漁業の許可又は起業の認可が失効する場合について定めます。
休業等の届出	第 20 条	知事許可漁業の許可を受けた者が一定期間以上休業する場合の手續について定めます。
休業による許可の取消し	第 21 条	知事許可漁業の許可を受けた者が一定期間以上休業したことにより許可を取り消す場合の手續について定めます。
資源管理の状況等の報告	第 22 条	知事許可漁業の許可を受けた者が報告しなければならない事項等について定めます。
適格性の喪失等による許可等の取消し等	第 23 条	知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が適格性を喪失した場合の許可取消の手續について定めます。
公益上の必要による許可等の取消し等	第 24 条	知事が公益上の必要から知事許可漁業の許可又は起業の認可の変更や取り消し等を行う場合の手續について定めます。
許可証の交付	第 25 条	知事許可漁業の許可証の記載内容について定めます。
許可証の備付け等の義務	第 26 条	知事許可漁業の許可を受けた者の許可証の携帯義務等について定めます。
許可証の譲渡等の禁止	第 27 条	知事許可漁業の許可証の譲渡を禁止することを定めます。
許可証の書換え交付の申請	第 28 条	知事許可漁業の許可証の記載事項のうち、住所等特定の事項について変更が生じた場合の手續について定めます。
許可証の再交付の申請	第 29 条	知事許可漁業の許可証を亡失等した場合に再交付を申請するための手續等について定めます。

許可証の書換え 交付及び再交付	第 30 条	知事が知事許可漁業の許可証を書換え又は再交付する場合について定めます。
許可証の返納	第 31 条	知事許可漁業の許可証を知事に返納しなければならない場合とその手続きについて定めます。
許可番号を表示 しない船舶の使 用禁止	第 32 条	特定の知事許可漁業の使用する船舶への許可番号等の表示方法等について定めます。
第 3 章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置		
見出し	条項	概要
漁業の禁止	第 33 条	特に水産資源への影響が大きいと考えられるために禁止する漁業の種類を定めます。
内水面における 水産動植物の採 捕の許可	第 34 条	川や湖沼などの内水面で、水産動植物を採捕する場合に知事の許可を受けなければならない漁具・漁法の種類及びその許可の申請手続きについて定めます。
漁具漁法の制限 及び禁止	第 35 条 ～ 第 36 条	<ul style="list-style-type: none"> ・特に水産資源への影響が大きいと考えられるために禁止する漁具・漁法の種類について定めます。 ・水産資源の保護培養のため、特定の漁具・漁法の大きさの範囲等について定めます。
禁止区域等	第 37 条 ～ 第 38 条	<ul style="list-style-type: none"> ・水産動植物の採捕を禁じる河川の区域を定めます。 ・特に保護・培養の必要があると考えられる水産動植物の種類を定め、それぞれについて採捕を禁止する大きさ又は期間等について規定します。
夜間の採捕の禁 止	第 39 条	夜間において行くと水産資源への影響が大きいと考えられるために禁止する漁法を定めます。
溯河魚類の通路 を遮断して行う 水産動植物の採 捕の制限	第 40 条	河川において魚類の遡上を妨げないための漁具・漁法の制限を定めます。
遊漁者等の漁具 漁法の制限	第 41 条	遊漁者等が海面において使用することができる漁具等の種類について定めます。
有害物質の遺棄 漏せつの禁止	第 42 条	水産動植物に有害な物の遺棄等を禁止し、知事が除害設備の設置等をするように命じることについて定めます。
漁場内の岩礁破 砕等の許可	第 43 条	漁業権の設定された海面にある岩礁の破碎や土砂の採取をする場合に知事の許可を受けるとし、その手続きについて定めます。
砂れきの採取禁 止	第 44 条	第 37 条で定めた水産動植物の採捕を禁止する区域内において、砂れきの採取を禁止することとし、又、その例外について定めます。
試験研究等の適	第 45 条	試験研究等のため知事の許可を受けた場合は規則に

用除外		規定する水産動植物の大きさ等による採捕の制限は適用しないこととし、その試験研究等の許可申請の手続等について定めます。
漁具の敷設の許可	第 46 条	試験研究を目的として、海面において網などを設置して水産動植物を育成しようとする場合の許可の手続等について定めます。
つきいそ設置の届出	第 47 条	魚礁や産卵床などのつきいそを設置しようとする場合の手続について定めます。
落ちのり採取の制限	第 48 条	のりを養殖するのりひびの保護等のため、のりひび及びその周囲の一定区域への立ち入りを制限することを定めます。
魚種による移植の制限	第 49 条	生態系に大きな影響を与えると考えられることから、移植を制限する魚種及び移植する場合の許可申請手続等について定めます。
第 4 章 漁業の取締り		
見出し	条項	概要
停泊命令等	第 50 条	漁業法等漁業に関する法令の規定などに違反する行為をしたと認められる者に対して、知事が、違反行為に関係する船舶の停泊や漁具の使用禁止等に係る命令や関係する手続について定めます。
船長等の乗組み禁止命令	第 51 条	漁業に関する法令の規定などに違反する行為をしたと認められる知事許可漁業の許可を受けた者に対して、知事が、その者が使用する船舶への船長等の乗組みを禁止する等の命令や関係する手続について定めます。
衛星船位測定送信機等の備付け命令	第 52 条	漁業調整等のために特に必要があると認められる場合に、知事許可漁業の許可を受けた者に対して知事が行う、使用船舶への衛星船位測定送信装置の設置等の命令に関することとその設置する機器の仕様について定めます。
停船命令	第 53 条	漁業法の規定に基づき、漁業監督吏員が検査等のための停船命令に関することとその手続について定めます。
第 5 章 雑則		
見出し	条項	概要
漁場又は漁具の標識の設置に係る届出	第 54 条	漁業法に基づき、漁場又は漁具の標識の建設を命じられた場合の手続について定めます。
標識の書換え又は再設置等	第 55 条	第 54 条により設置した標識の記載事項の書換えや破損した場合の取扱について定めます。
定置漁業等の漁具の標識	第 56 条	定置漁業等の漁具に設置する標識の仕様等について定めます。

内水面漁場管理委員会	第 57 条	この規則における内水面漁場管理委員会の担当する事項について定めます。
添付書類の省略	第 58 条	この規則に基づき同時に二以上の申請を行う場合、重複して提出する書類があるときは、一方を省略できること等について定めます。
第 6 章 罰則		
見出し	条項	概要
罰則	第 59 条 ～ 第 61 条	この規則の規定又はこの規則の規定に基づき行われた命令等に違反した場合の罰則について定めます。 また、犯人が所持している漁獲物、漁船又は漁具等の没収に関することなどについて定めます。
附則		
<ul style="list-style-type: none"> ・ この規則の施行期日について定めます。 ・ 「神奈川県海面漁業調整規則」及び「神奈川県内水面漁業調整規則」の廃止について定めます。 ・ この規則の施行前に行われた「神奈川県海面漁業調整規則」及び「神奈川県内水面漁業調整規則」に基づき行われた処分の取扱について定めます。 		